

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第88号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定により、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 婦人保護施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を営むための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。

第3条 婦人保護施設は、この条例で定める基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第5条 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立てておかななければならない。

2 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(苦情解決)

第6条 婦人保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設は、その行った処遇に関し、売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条に規定する婦人相談所（以下「婦人相談所」という。）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 婦人保護施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条第1項の規定により行う調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第7条 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。

(婦人保護施設に置くべき職員)

第8条 婦人保護施設には、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号。以下「省令」という。）に規定するところにより、職

員を置かなければならない。

(施設長の要件)

第9条 婦人保護施設の長は、省令に規定する要件に該当する者でなければならない。

(設備の基準)

第10条 婦人保護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての婦人保護施設の建物であって火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めたときは、婦人保護施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 婦人保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 居室
- (2) 事務室
- (3) 相談室
- (4) 宿直室
- (5) 集会室兼談話室
- (6) 静養室
- (7) 医務室
- (8) 作業室
- (9) 食堂
- (10) 調理室
- (11) 洗面所
- (12) 浴室
- (13) 便所
- (14) 洗濯室
- (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項第1号の居室の基準は、次のとおりとする。

- (1) 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね4.95平方メートル以上とすること。
 - (2) 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直接面して設けること。
 - (3) 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人別に身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けている場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。
- 5 前各項に定めるもののほか、婦人保護施設の設備の基準は、規則で定める。

(居室の入所人員)

第11条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

(自立の支援等)

第12条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

- 2 前項の指導及び援助は、入所者の意思及び人格を尊重して行わなければならない。
- 3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項について規程を定めなければならない。
- 4 婦人保護施設は、入所者ごとに自立を促進するための計画を作成しなければならない。

(給食)

第13条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

- 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 3 栄養士を置かない婦人保護施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(保健衛生)

第14条 婦人保護施設は、入所者に対し、規則で定めるところにより、健康診断を行わなければならない。

- 2 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。
- 3 婦人保護施設は、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
- 4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第15条 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭又はこれに準ずるものを次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該入所者に係る当該金銭又はこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭（当該婦人保護施設が当該入所者のために使用した金銭を除く。）を当該入所者に取得させること。

（関係機関等との連携）

第16条 婦人保護施設は、婦人相談所、都道府県警察その他の関係機関及び婦人相談員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

（補則）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。